

令和2年 農地の賃借料情報の提供について

農地法の規定により、農業委員会は、実勢の賃借料に関する情報を提供することとなっています。

令和2年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借水準(10a当り)は、以下のとおりとなっておりますので、農地の賃借料については、この情報を参考に、当事者間でよく話し合った上で決定してください。

田の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	10,000	10,000	10,000	4
法人	2,914	6,000	2,000	35
全体	3,641	10,000	2,000	39

畑の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	-	-	-	0
法人	-	-	-	0
全体	-	-	-	0

※ 法人は村外の法人並びに公益法人も含まれます。

(参考)使用貸借による利用権設定の状況

区分	筆数	
	田	畑
個人	29	15
法人	172	9
全体	201	24

※ 使用貸借は、無償による貸し借りです。

※ 全ての貸し借りの85.2%が、無償の貸し借りです。